

議第106号

阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路 1 号線等の料金の
額の変更に係る同意について

阪神高速道路株式会社が別添のとおり京都市道高速道路 1 号線及び京都市
道高速道路 2 号線の料金の額を変更するため、道路整備特別措置法第 3 条第
6 項の規定による変更の許可を受けることについて、同条第 7 項において準
用する同条第 3 項の規定に基づき、同意する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

京都市道高速道路 1 号線等の道路管理者として同意する必要があるので提
案する。

議第106号

「阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路 1 号線等の料金の額の変更に係る同意について」 別添資料

京都市道高速道路 1 号線等に関する事業

平成 2 5 年 1 0 月

阪神高速道路株式会社

京都市道高速道路 1 号線等に関する事業の変更について

平成 21 年 3 月 31 日付け国道有第 239 号で許可を受けた「京都市道高速道路 1 号線等に関する事業」の一部を次のように改正する。

1. 「別紙 3 記〔1〕 1」を「別紙 3 記〔1〕 一.」に改める。
2. 別紙 3 記〔1〕 一. (1) 中「の通常料金の額は、それぞれ 1 回の通行につき、」を「を通行する自動車に適用する基礎料金」に、「450 円」を「428.57 円」に、「900 円」を「857.14 円」に改める。
3. 別紙 3 記〔1〕 一. (2) 中「京都線のうち、別紙 1-1 と別紙 1-3 に定める区間とが別紙 1-2 に定める区間によって接続するまでの間にあっては、別紙 1-1 と別紙 1-3 に定める区間を引き続いて通行する自動車のうち、乗継券を提出した自動車又は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETC システム」という。）に当該通行実績を記録した ETC 車（ETC システムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ETC カード（同令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた ETC システム利用規程（平成 20 年 12 月 1 日。以下「利用規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）については、これを 1 回の通行とみなす。」を「1 回の通行に係る料金の額は、記（1）の車種ごとに定める基礎料金に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行うこととする。」に改める。
4. 「別紙 3 記〔1〕 2」を「別紙 3 記〔1〕 二.」に改める。
5. 別紙 3 記〔1〕 二. (1) ①中「ETC 車」の次に「〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 1 条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETC システム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。

ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、E T Cカード（同省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたE T Cシステム利用規程（平成24年12月6日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。〕」を加える。

6. 別紙3記〔1〕二.（7）②中「割引額」を「基礎割引額」に、同（7）②イ中「割引額」を「掲げる基礎割引額」に改め、「適用する。」の次に「なお、この基礎割引額を適用した料金の額は、記一（2）の規定にかかわらず同（1）に定める車種ごとの基礎料金の額に同表の区分及び時間帯に定める車種ごとの基礎割引額を適用した後に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。」を加える。

7. 別紙3記〔1〕二.（7）②イ（イ）を全文削る。

8. 別紙3記〔1〕二.（7）②イ中「（ロ）別紙1－1と別紙1－3に定める区間とが別紙1－2に定める区間によって接続してから平成30年3月31日まで イ）別紙1－1に定める区間」を「（イ）京都市道高速道路1号線（山科出入口から鴨川東出入口までの間）」に改め、表中「割引額」を「基礎割引額」に、「200円」を「190.47円」に、「400円」を「380.95円」に改め、表の下に「（注）祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日（月曜日～金曜日）は、祝日以外の日とする（以下同じ。）。」を加える。

9. 別紙3記〔1〕二.（7）②イ（イ）中「（ロ）イ）」を「（ロ）（イ）」に改める。

10. 別紙3記〔1〕二.（7）②イ（ロ）表中「割引額」を「基礎割引額」に、「150円」を「142.85円」に、「300円」を「285.71円」に改め、同②の次に「③ 実施する期間 この割引は平成30年3月31日に終了するものとする。」を加える。

11. 別紙3記〔1〕二.（10）中「、時間帯割引及びE T C単路線割引」を「及び」に改める。

12. 別紙3記〔1〕二.（10）③イ中の表

「

	マイレージ				
大口・多頻度	×	大口・多頻度			
前納	×	×	前納		
時間帯	○	○	○	時間帯	
単路線	○	○	○	○	単路線

○・・・重複適用あり
 ×・・・重複適用なし

」を

「

	マイレージ			
大口・多頻度	×	大口・多頻度		
前納	×	×	前納	
時間帯	○	○	○	時間帯

○・・・重複適用あり
 ×・・・重複適用なし

」

に改め、表の下「、「単路線」はE T C単路線割引」を削る。

1 3. 別紙3記〔1〕二.（10）③口中の表

「

適用の順序	割引の種類
1	E T C単路線割引
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又はE T C前納割引

」を

「

適用の順序	割引の種類
1	時間帯割引
2	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又はE T C前納割引

」

に改める。

1 4. 別紙3記〔1〕二.（6）を削り、以降を繰り上げる。

1 5. 別紙3記〔2〕中「ただし、平成20年1月19日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成62年9月30日までとする。」を削る。

16. 「別紙3記〔3〕1」を「別紙3記〔3〕一.」に改め、同一.の次に「二. 消費税等の取扱いに関する事前の届出 記〔1〕に掲げる消費税等の取扱いについて、事前に国土交通大臣に届出をすることで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。」を加える。

17. 「別紙3記〔3〕2」を「別紙3記〔3〕三.」に改め、同三.（1）中「記〔1〕」の次に「及び記〔2〕」を加え、「平成21年4月1日」を「平成26年4月1日」に改める。

18. 別紙3記〔3〕三.（2）及び（3）を削り、以降を繰り上げる。

以上